

## 骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書

骨髄移植及び末梢血幹細胞移植は、白血病等の難治性血液疾患に対する有効な治療法である。広く一般の方々に善意による骨髄等の提供を呼び掛ける骨髄バンク事業は、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となり、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に基づいて実施されている。

骨髄バンク事業において、平成28年4月現在のドナー登録者数は全国で約46万人、東京都内では約5万8千人であり、患者とのHLA適合率は9割を超えている一方で、このうち移植に至るのは6割未満にとどまっている。

これは、ドナーの健康上の問題のほか、提供に伴う通院や入院等のための休暇を認めるか否かがドナーを雇用している事業主ごとの異なる対応によるなど、様々な要因がある。

骨髄バンク事業では、骨髄等の提供に際しての検査や入院等に必要な交通費、医療費等、ドナー側の費用負担はなく、また、万一、骨髄等の提供に伴う健康障害が生じた場合でも、日本骨髄バンクによる損害補償保険が適用されるなど、ドナーの負担軽減に関して様々な取組みが行われている。

しかし、ドナーが検査や入院等で病院に出向くなど仕事を休業した場合の補償等が行われておらず、ドナーが安心して骨髄等を多くの患者に提供できるための仕組みづくりが早急に求められている。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、骨髄移植等の一層の推進を図るために、下記の事項を早期に実現するよう強く要望する。

### 記


- 1 事業主向けに策定した労働時間等見直しガイドラインにおいて、ドナー休暇制度を明示するなど企業等の取組みを促進すること。
- 2 ドナーの休暇を制度化するとともに、ドナーが骨髄等の提供に伴う入院、通院、打合せ等のために休業する場合の補償制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年6月28日

江東区議会議長 堀川幸志

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣



あて